

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県では、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和7年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の経済的な自立を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金の貸付を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に利用している。 ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する情報を中間サーバーに保存する ・上記に掲げるもののほか、資金の貸付・償還に関する事務
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付システム、中間サーバー、団体内宛名統合システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表63の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号 別表の63の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表の63の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 88、89、90の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課) 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課 059-224-2271
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠

マイナンバーは本人からの提供をうけ、記載内容が正しいかどうか確認を行っている。また、システム登録の際は複数人によるチェックを行い、紐づけ作業の際は上長の承認を得てから行うようにしている。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]**全項目評価又は重点項目評価を実施する**

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面では、以下の対策を実施しているため人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」とした。 ・特定個人情報を扱う際はUSBメモリのパスワードでの保護を行う、紙の資料にはマスキング処理を行うなど必要な対策を実施している。 ・マイナンバー入りの書類は必ず施錠できる書棚等に保管することとし、関係のない者の目に触れないようにする。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成20年5月30日	I 開達情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課	子ども・福祉部子育て支援課	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成20年5月30日	I 開達情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課	子ども・福祉部子育て支援課	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
平成21年3月15日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報 ファイル取扱者数は500人以上 か	900人未満	500人以上	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月3日	I 開達情報 1特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配 偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養し ているもの及び寡婦の経済的な自立を図り、併 せてその扶養している児童の福祉を増進する ために必要な資金の貸付を行っている。 ・母子及び父子並びに寡婦の申請の受理、その申請に係る 事務についての審査又はその申請に対する応 答に係る事務 ・母子父女寡婦福祉資金の貸付及び償還に關 する情報を中心サーに保存する ・上記に掲げるもののほか、資金の貸付・償還 に関する事務		事後	内容の修正
令和7年12月3日	I 開達情報 3個人番号の利用法上の根 據	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) 別表第1-43の番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第34条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) 別表第1-43の番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第34条	事後	番号法の修正
令和7年12月3日	I 開達情報 4情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法上の根拠	(情報提供) 番号法第10条第7号 別表第二 の26の項、30の項、87の項、番号法別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令第19条第1号ト、同条第2号から第5号迄番 号法第44条第1号、第2号から第5号迄番号 法第19条第7号、別表第1の30の項に係る 命令第19条第1号ト、同条第2号から第5号迄番 号法第44条第1号、第2号から第5号迄番号 法第19条第7号、別表第1の30の項に係る 命令第19条第1号ト、同条第2号から第5号迄番 号法第44条第1号、第2号から第5号迄番号 法第19条第7号、別表第2-83の項、番号法第 二の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令第34条	(情報提供) 番号法第10条第8号 別表の63の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情 報を定める命令第12条の表82、125、161の 項 (情報照会) 番号法第19条第8号 別表の63の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情 報を定める命令第2条の表88、89、90の項	事後	番号法の修正
令和7年12月3日	I 開達情報 5評価実施期間における担当 部署 ①部署	子ども・福祉部子育て支援課	子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月3日	I 開達情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情 報公開課)	情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情 報公開課)	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月3日	I 開達情報 8特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	〒514-8570 津市広明町1番地 子ども・福祉部子育て支援課 059-224-2271	〒514-8570 津市広明町1番地 子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課 059-224-2271	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月3日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月3日	II しきい値判断項目 2. 特定 個人情報ファイル取扱者数は 500人以上か	500人以上	500人未満	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計 数か	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月3日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	十分である マイナンバーは本人からの提供をうけ、記載内 容が正しいかどうか確認を行っている。また、シ ステム登録の際は複数人によるチェックを行 い、細づけ作業の際は上長の承認を得てから 行うようしている。	事後	様式変更に伴う項目及び記 載の追加
令和7年12月3日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスク への対策 十分である 人手が介在する局面では、以下の対策を実施 しているため人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分であるとした。 ・特定個人情報はUSBメモリのパス ワードの保護を行なう必要な対策を実施している。 ・マイナンバー入りの書類は必ず施錠できる書 類等に保管することとし、関係のない者の目に 触れないようにする。	事後	様式変更に伴う項目及び記 載の追加